

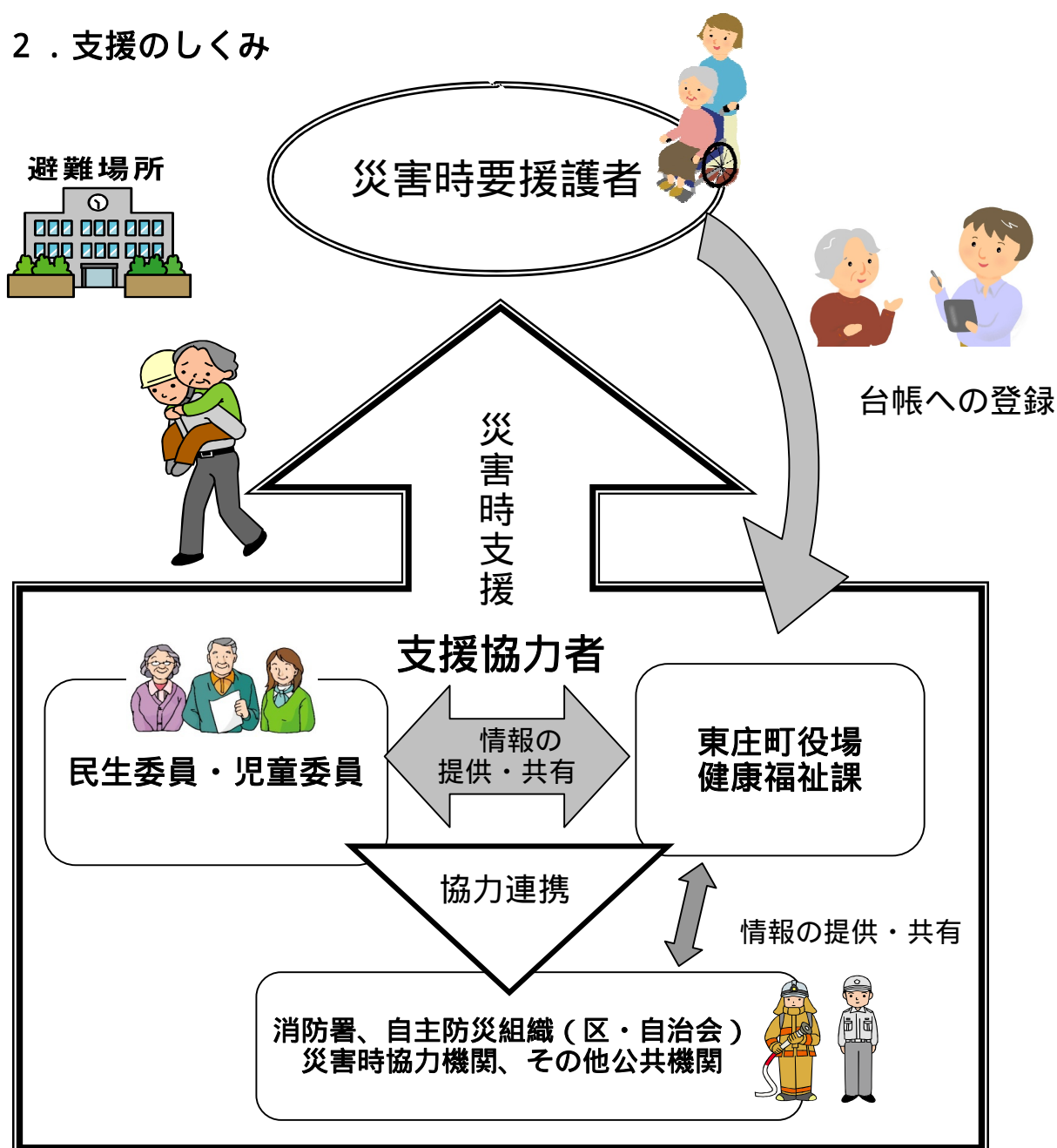
# 高齢者・障害者を災害から守る

## 災害時要援護者等支援制度のご案内

### 1. 災害時要援護者等支援制度とは？

地震などの災害が発生したときに、高齢者や障害者等、自ら避難することができない恐れのある方が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を目的とし、安否確認及び避難支援を行うために必要な情報を把握し、災害時要援護者台帳（「台帳」）を整備する制度です。

### 2. 支援のしくみ



災害時協力機関とは、災害時要援護者を支援するため、町に登録したボランティア団体などです。

### 3. 対象となる方

次のいずれかにあてはまり、災害時に支援を希望され、台帳に登録された方です。

65歳以上でひとり暮らしの方  
高齢者世帯  
寝たきり状態で介護の必要な方  
肢体に不自由のある方  
内部障害のある方  
難病などの病気のある方  
視覚障害のある方

聴覚障害のある方  
音声・言語障害のある方  
知的障害のある方  
精神障害のある方  
発達障害のある方  
その他支援を必要とする方



### 4. 登録された方への支援内容

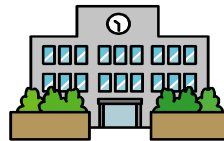
平常時には・・・

災害時に的確な支援が行えるよう、要援護者の登録情報を民生委員・児童委員に提供し、日頃から見守り、声かけ、災害時に必要な支援内容や支援者の相談などを行います。東庄町見守り強化月間の2月・8月に要援護者の台帳内容の確認に伺います。

災害時には・・・

避難勧告など災害情報を伝えます。  
安否の確認を行います。  
避難場所への付き添いや介助を行います。  
避難生活への手助けや相談などを行います。

避難場所



ご注意

災害の状況によっては、支援者の方が被災することもありますので、支援を受けられない場合もあります。

支援者の方にも「できる範囲での支援」をお願いしますので、日頃から自分でできる災害時への備えをお願いします。

申請書によりいただいた情報は、緊急時の安否確認や災害時の避難支援以外の目的には使用しません。

### 5. 申請方法

別紙の「要援護者申請書」に必要事項を記入して町健康福祉課へ提出してください。申請された方には後日、災害時要援護者登録通知書と台帳の写しをお届けします。

<お問い合わせ先>  
東庄町 健康福祉課  
電話 0478-80-3300  
FAX 0478-80-3112

